

## 合同現地踏査試行要領（令和7年6月 富山県農林水産部）

### 1. 主旨

この要領は、富山県農林水産部が発注する設計業務において、受発注者及び施工アドバイザーが合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や工事施工時の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化、設計変更の提案等、情報共有を図りよりの確な設計方針を確認することともに、業務成果の品質向上を図ることを目的とし試行する合同現地踏査（以下「踏査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 試行対象業務

踏査の試行対象業務は、発注機関の長が必要と認める業務または、受注者が踏査の実施を希望し発注機関の長が認める業務とする。

### 3. 実施内容

#### （1）業務の発注

発注者は、発注時の特別仕様書に「5. 特別仕様書への条件明示」を明示する。

#### （2）業務の実施

設計に際し留意すべき現地の詳細状況や制約等を受発注者及び施工アドバイザーが合同で確認する。

（確認する内容例）

設計条件、施工の留意点(施工計画)、関連事業や計画の進捗、工事進入路、施工ヤード、周辺施設(地下埋設物)、仮設計画及び工事分割案 等

#### （3）踏査の実施

踏査においては、必要に応じて施工アドバイザーを参画させてもよい。

施工アドバイザーを参画させる場合、発注者は事前に受注者と日程調整を行い、富山県建設業協会対象支部に施工アドバイザーの派遣の協力要請と推薦書の提出を依頼する。

発注者は開催日時、場所、参加者等を取りまとめ、構成員に連絡するものとする。

#### （4）業務の積算

受注者と合同現地踏査を実施する場合は、土地改良工事積算基準又は治山林道必携に基づき積算し、以下の費用を計上するものとする。

施工アドバイザーを参画させる場合は、発注者は以下の費用を追加計上（ただし、施工アドバイザー分はその他原価、一般管理費等の対象としない）し、受注者から施工アドバイザーに関係費用を支払うものとする。

| 合同現地踏査   | 主任技師 | 技師(A) | 技師(B) | 技師(C) | 備考                 |
|----------|------|-------|-------|-------|--------------------|
| 受注者      | 0.5  |       | 0.5   |       | 2名/半日あたり           |
| 施工アドバイザー | 0.5  |       | 0.5   |       | その他原価、一般管理費の対象としない |

### 4. 実施体制

踏査の構成員は次に掲げる者を標準とする。なお、（3）は必要に応じて加えること。

（1）発注者 対象業務の調査職員、班長及び担当課長等

（2）受注者 対象業務の管理技術者、担当技術者等の設計・施工条件を説明できる者

- (3) 施工アドバイザー 各建設業協会支部から推薦された者  
(2名以上とする。)

## 5. 特別仕様書への条件明示

試行予定業務には特別仕様書に以下の記載例を参考に記載する。

(記載例)

### 第◇条 合同現地踏査

1. 本業務は、合同現地踏査試行要領(令和7年6月 富山県農林水産部)に基づく合同現地踏査の試行対象業務である。
2. 受発注者は、合同による現地踏査を1回実施するものとする。
3. 実施時期及び施工アドバイザーの参画については、受発注者協議の上決定するものとする。
4. 合同現地踏査により確認する事項については、事前に受発注者協議の上決定し、手戻りがないよう進めること。
5. 合同現地踏査において確認した事項については、打合せ簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

## 6. その他

- (1) 受注者は事前に課題事項を整理する等、効率的な踏査の実施に努めること。
- (2) 必要に応じて、関連業務との合同実施を検討すること。
- (3) 施工アドバイザーを参画させる場合は、特定の建設業者(建設業協会から推薦)が設計の詳細や課題等を知り得ることとなるため、踏査時に施工アドバイザーに配布した資料は、発注者が回収し破棄すること。
- (4) 本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じた時は、受発注者で協議の上、これを定めるものとする。
- (5) 業務完了後に合同現地踏査の実施内容(打合せ簿、図面、設計への反映状況など)を技術管理係に報告するものとする。

## 附則

この要領は、令和7年6月15日以降の決裁に係る業務から適用する。